平成２５年（フ）第４６５号
奈良県大和郡山市筒井町463番地の１　ふぁみ～ゆ筒井308号室、住民票上の住所奈良県大和郡山市南井町９番地１
債務者　モリタ商事・モリタ靴店こと　森田　武
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４６６号
奈良県大和郡山市筒井町463番地の１　ふぁみ～ゆ筒井308号室、住民票上の住所奈良県大和郡山市南井町76番地１
債務者　モリタ商事・モリタ靴店こと　森田　佳彦
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
奈良市大宮町１丁目４番21―402号
債務者　斜木　孝子
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１９号
奈良市百楽園５丁目３番11―302号
債務者　土井　賢二
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３６号
奈良市千代ケ丘２－３－１　大倭滝の峯荘、住民票上の住所奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ２―505号
債務者　泉　　幽香
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４０号
奈良市大安寺２丁目５－３　グリーンハウス山ノ口Ａ―205、住民票上の住所奈良市大安寺５丁目７番51―３号
債務者　竹田　誠克
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７９号
熊本市北区八景水谷３丁目４番98号　前田アパート２Ｆ
債務者　清水　慶子
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
仙台市宮城野区中野字田中23番地　昴202
債務者　小畑　昌也
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
仙台市若林区穀町33番地　コーポ穀町308
債務者　遠藤　裕行
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
宮城県岩沼市桑原３丁目７番10―３号
債務者　前田　由香
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６６号
仙台市青葉区台原３丁目１番28―506号
債務者　佐藤　公美（旧姓小野寺）
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
仙台市宮城野区岩切字三所北38番地の１　サンパティックアート503
債務者　菊地　博之
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
秋田県大仙市福田町23番33号　くるみはうすⅡ201号室
債務者　福原　博子
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第５号
秋田県大仙市太田町斉内字上斉内148番地
債務者　小松　正彦
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第３号
福島県郡山市安積４丁目267番地　メゾン安積106号
債務者　遠藤　邦春
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３号
茨城県神栖市柳川3682番地　池田アパート10号
債務者　久保田隆男
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部